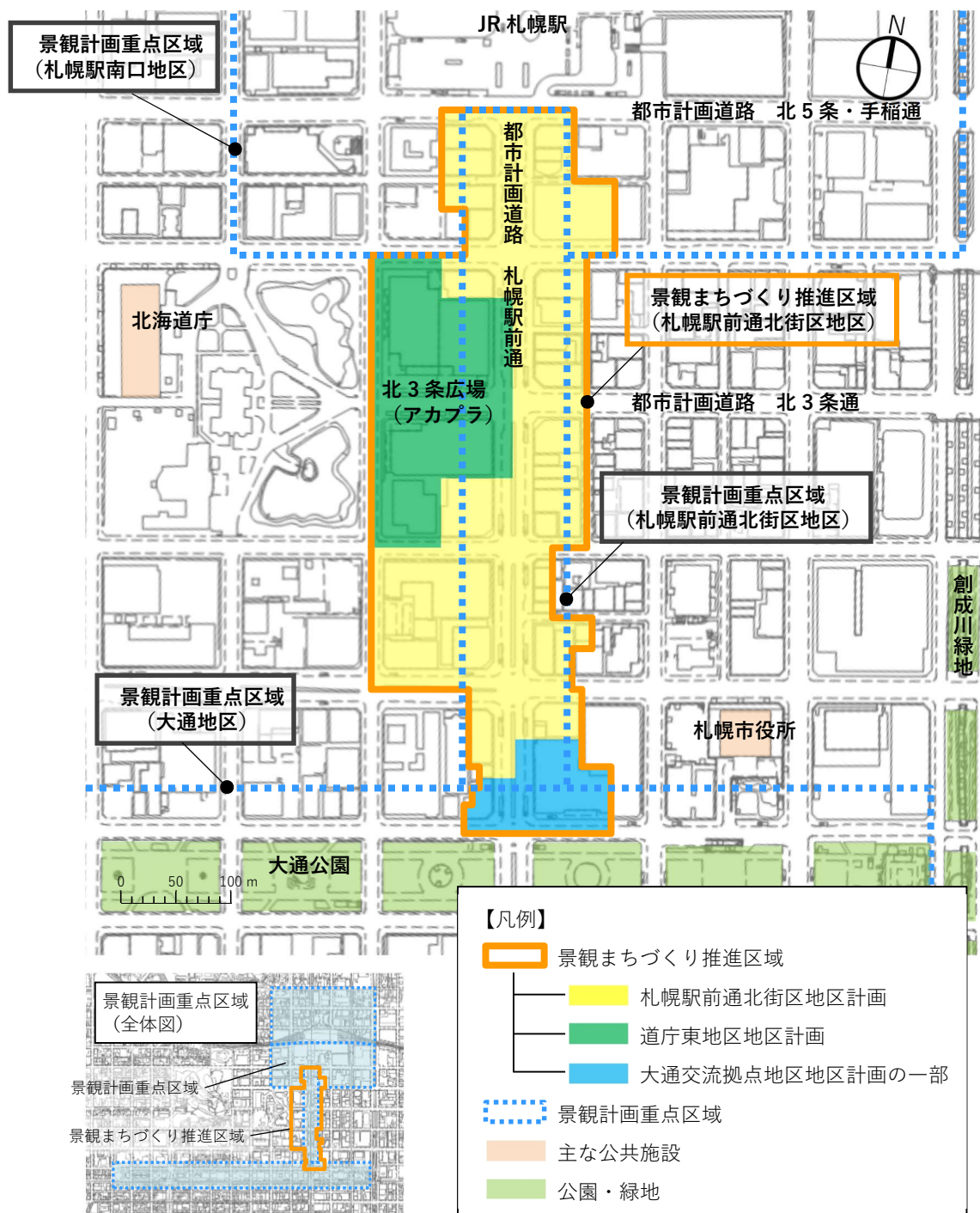


2. 対象区域（景観まちづくり推進区域）

本指針の対象区域（景観まちづくり推進区域）は、札幌駅前通協議会の構成員の所在や活動範囲、ガイドラインの対象区域との整合も考慮し、札幌駅前通北街区地区計画、道庁東地区地区計画及び、大通交流拠点地区地区計画の一部から構成される範囲として、下図のとおりとします。



対象区域（景観まちづくり推進区域）

2. 対象区域（景観まちづくり推進区域）

本指針の対象区域（景観まちづくり推進区域）は、札幌駅前通協議会の構成員の所在や活動範囲、ガイドラインの対象区域との整合も考慮し、札幌駅前通北街区地区計画、北4西3地区地区計画、道庁東地区地区計画及び、大通交流拠点地区地区計画の一部から構成される範囲として、下図のとおりとします。



対象区域（景観まちづくり推進区域）

4. 景観形成の基準（地域景観形成基準）

4 ページの図に示したとおり、本地区の大部分は、景観計画重点区域と重なるように定められています。本指針の策定前においても、景観計画重点区域に定められた方針や基準に沿った景観誘導を行ってきましたが、今後は、地区計画の変更による街並みの変化に対応しながら、よりきめ細やかな景観誘導を行うため、景観計画重点区域における基準等（下図を参照）に加え^{※4}、更に配慮が必要な事項として、「ストリートウォールの形成に関する基準」及び「地下接続部分に関する基準」を定めます。

【景観計画重点区域における基準等】（札幌市景観計画 P82～P85 より抜粋）
 景観計画重点区域のうち、札幌駅前通北街区地区については、下記のとおり街並みの目標像や景観形成基準等を定めています。

【街並みの目標像】

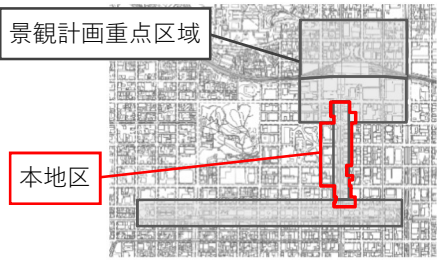
- 1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み
- 2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み
- 3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み
- 4 メインストリートとして品格のある街並み

【景観形成基準の一例】

建築物等の整備の指針	景観形成基準
札幌駅前通の景観特性に配慮する	中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。
品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する	建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。

詳細については、「景観計画重点区域のパンフレット」や「札幌駅前通北街区地区街並みづくりの手引き」をご確認ください。

【本地区における基準等】
 本地区については、景観計画重点区域等において定める基準を補完するものとして、さらに配慮が必要な事項を定めています。



景観計画重点区域及び本地区の基準について

※4 本指針に示す届出対象行為を行おうとする建築物が、景観計画重点区域に該当するか否かによって、下記のとおり適合させる必要のある基準が異なります。

届出対象行為を行おうとする建築物	適合させる必要のある基準
届出対象行為を行おうとする建築物の <u>一部又は全部</u> が景観計画重点区域に <u>該当する場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域（札幌市全域）における基準 ・景観計画重点区域における基準 ・本指針に示す基準
届出対象行為を行おうとする建築物の全部が景観計画重点区域に <u>該当しない場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域（札幌市全域）における基準 ・本指針に示す基準

4. 景観形成の基準（地域景観形成基準）

4 ページの図に示したとおり、本地区の大部分は、景観計画重点区域と重なるように定められています。本指針の策定前においても、景観計画重点区域に定められた方針や基準に沿った景観誘導を行ってきましたが、今後は、地区計画の変更による街並みの変化に対応しながら、よりきめ細やかな景観誘導を行うため、景観計画重点区域における基準等（下図を参照）に加え^{※4}、更に配慮が必要な事項として、「ストリートウォールの形成に関する基準」及び「地下接続部分に関する基準」を定めます。

【景観計画重点区域における基準等】（札幌市景観計画 P82～P85 より抜粋）
 景観計画重点区域のうち、札幌駅前通北街区地区については、下記のとおり街並みの目標像や景観形成基準等を定めています。

【街並みの目標像】

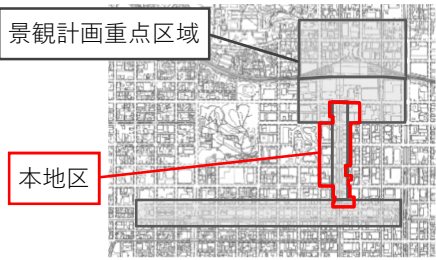
- 1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み
- 2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み
- 3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み
- 4 メインストリートとして品格のある街並み

【景観形成基準の一例】

建築物等の整備の指針	景観形成基準
札幌駅前通の景観特性に配慮する	中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。
品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する	建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。

詳細については、「景観計画重点区域のパンフレット」や「札幌駅前通北街区地区街並みづくりの手引き」をご確認ください。

【本地区における基準等】
 本地区については、景観計画重点区域等において定める基準を補完するものとして、さらに配慮が必要な事項を定めています。



景観計画重点区域及び本地区の基準について

※4 本指針に示す届出対象行為を行おうとする建築物が、景観計画重点区域に該当するか否かによって、下記のとおり適合させる必要のある基準が異なります。

届出対象行為を行おうとする建築物	適合させる必要のある基準
届出対象行為を行おうとする建築物の <u>一部又は全部</u> が景観計画重点区域に <u>該当する場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域（札幌市全域）における基準 ・景観計画重点区域における基準 ・本指針に示す基準
届出対象行為を行おうとする建築物の全部が景観計画重点区域に <u>該当しない場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域（札幌市全域）における基準 ・本指針に示す基準